

スプリングレビュー調書

社会福祉部

【協議事項】(案件名を記入してください)

高齢者相談支援体制等の拡充
地域包括支援センターの増設及び市支援体制の拡充について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- (1) 担当圏域内の高齢者人口のバラツキ
 - ・ 地域包括支援センターにおける担当圏域内高齢者人口は最小 4,300 人から最大 15,800 人(平均 10,460 人)とバランスを欠いている。
 - ・ 中区では多くの高齢者を抱え、中山間地域では広い地域を担当している。
- (2) 相談体制の機能が十分に果たせない状況
 - ・ 総合相談、権利擁護相談等の件数が毎年急増している。
 - ・ 高齢者虐待、困難事例等、解決するのに時間のかかる事例が増えている。
- (3) 運営経費の増
 - ・ 相談件数等の増大に伴い、地域包括支援センター業務を実施するために必要な最低配置人員の3職種3人体制の拡充とその支援が必要となっている。※市は運営事業委託費を支出。
- (4) 高齢者虐待等困難事例を支援する市職員体制が手薄
 - ・ 虐待相談件数が年々増加している。
 - ・ 高齢者虐待等困難事例対応の市職員配置が手薄であり、地域包括支援センター職員との連携の強化が必要となっている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- (1) 地域包括支援センターの増設 5 箇所
次期高齢者保健福祉計画期間(24~26 年度)において、高齢者人口 10,000 人以上を担当する地域包括支援センターが設置されている区を見直し、5 箇所の増設を図る。
- (2) 本庁におけるスーパーバイズ機能の強化
平成 24 年度に高齢者福祉課内に(仮称)地域包括支援センター推進室を設置する。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

<地域包括支援センター及び本庁の整備計画>

整備計画の区分		H23	H24	H25
地域包括支援センター関係	増設数(箇所)	0	3	2
	設置数(箇所)	17	20	22
本庁関係 (仮称)地域包括支援センター推進室の開設	保健師(人)	1	2	
	社会福祉士(人)	1		
	事務職員(人)			1
	計(人)	2	(推進室開設) 3	

【協議要旨】

- ◆ 他政令市の状況などを調査し、地域包括支援センターのあり方について、再度検討する。
- ◆ 本庁と区の業務分担のあり方など、現在の支援体制の見直しを行う。

高齢者相談支援体制等の拡充

地域包括支援センターの増設及び市支援体制の拡充について

社会福祉部高齢者福祉課

1 目 的

(1) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に市内17箇所¹に設置され、高齢者のための総合的な相談支援、虐待の防止・権利擁護事業の支援、ケアマネジャーへの支援、介護予防事業のマネジメント等を展開している。

(2) 国の設置基準との比較

国で示すところの設置数の基準（第1号被保険者数3,000人から6,000人未満で1箇所）と比較し、はるかに少ない設置数となっているため、地域包括支援センターの増設等を計画する。

※市設置：17箇所（平均10,460人、最小4,300～最大15,800人）

※国基準：最低30箇所設置が必要

(3) 高齢者虐待などの困難・緊急事例への迅速かつ適切な支援体制づくり

本庁におけるスーパーバイズ機能を強化し、区役所及び地域包括支援センターに対して高齢者虐待などの困難・緊急事例に迅速かつ適切な支援を行うことができるよう体制づくりを進める。

2 事業概要

(1) 地域包括支援センターの増設5箇所

次期高齢者保健福祉計画期間（24～26年度）において、高齢者人口10,000人以上を担当する地域包括支援センターが設置されている区を見直し、5箇所の増設を図る。

(2) 本庁におけるスーパーバイズ機能の強化

平成24年度に高齢者福祉課内に（仮称）地域包括支援センター推進室を設置する。

<地域包括支援センター及び本庁の整備計画>

整備計画の区分		H23	H24	H25
地域包括支援センター関係	増設数(箇所)	0	3	2
	設置数(箇所)	17	20	22
本庁関係 (仮称)地域包括支援センター推進室	保健師(人)	1	2	
	社会福祉士(人)	1		
	事務職員(人)		1	
	計(人)	2	(推進室開設) 3	

<地域包括支援センターの整備計画による効果>

(単位:人、箇所)

区	高齢者人口	地域包括支援センター数			担当する平均高齢者数		備考
		現在	増設	増設後	現在	増設後	
中区	50,740	4	2	6	12,685	8,457	
東区	25,915	3		3	8,638	8,638	
西区	24,295	2	1	3	12,148	8,098	
南区	22,310	2	1	3	11,155	7,437	
北区	21,752	2		2	10,876	10,876	支所1
浜北区	19,725	2	1	3	9,863	6,575	
天竜区	13,095	2		2	6,548	6,548	支所3
全体	177,832	17	5	22	10,460	8,083	

3 現状・課題

- (1) 担当圏域内の高齢者人口のバラツキ
- ・地域包括支援センターにおける担当圏域内高齢者人口は最小4,300人から最大15,800人(平均10,460人)とバランスを欠いている。
 - ・中区では多くの高齢者を抱え、中山間地域では広い地域を担当している。
- (2) 相談体制の機能が十分に果たせない状況
- ・総合相談、権利擁護相談等の件数が毎年急増している。
 - ・高齢者虐待、困難事例等、解決するのに時間のかかる事例が増えている。

＜地域包括支援センター活動件数＞ (単位：件)

年度	総合相談	権利擁護相談	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護予防ケアマネジメント業務	介護予防給付に関するマネジメント業務
H19	12,321	525	742	847	1,589
H20	16,570	951	1,182	833	2,015
増減	4,249	426	440	-14	426
伸び率	1.34	1.81	1.59	0.98	1.27

- (3) 運営経費の増
- 相談件数等の増大に伴い、地域包括支援センター業務を実施するために必要な最低配置人員の3職種3人体制の拡充とその支援が必要となっている。※市は運営事業委託費を支出。

- (4) 高齢者虐待等困難事例を支援する市職員体制が手薄
- ・虐待相談件数が年々増加している。
 - ・高齢者虐待等困難事例対応の市職員配置が手薄であり、地域包括支援センター職員との連携の強化が必要となっている。

＜高齢者虐待相談延べ件数＞

	市	地域包括支援センター	計
H18年度	311件	89件	400件
H19年度	188件	275件	463件
H20年度	264件	498件	739件
H21年度	240件	(12月末)534件	件

4 所管課見積額

(単位：百万円)

区 分		全体	H23	H24	H25
事業費	運営事業委託費	83		50	33
	推進室設置人件費	40	16	24	
	計	123	16	74	33
財源内訳	国庫支出金	33		20	13
	県支出金	17		10	7
	その他財源	17		10	7
	一般財源	57	16	34	7

(仮称)地域包括支援センター推進室設置人件費は、職員人件費(@8百万円)を計上

スプリングレビュー調書

社会福祉部

【協議事項】(案件名を記入してください)

- ② 地域高齢者見守り・支援システム開発事業
ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握、見守り・支援に向けて

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- (1) 高齢者を取り巻く状況の変化
 - ・ 高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加している。
 - ・ 認知症高齢者や介護認定高齢者の増加等により、地域や行政が積極的に見守り・支援を行うことが必要となってきている。
- (2) 家族や地域からの孤立と生活(生命)不安
 - ・ 孤独死や老々介護世帯の死亡事故等、不幸な事故が起きている。
 - ・ 高齢者虐待が顕在化してきている。
- (3) 支援を必要とする高齢者の潜在数が不明
 - ・ 従来からの「ひとり暮らし高齢者調査」は、民生委員のもつ限られた情報に依存する形で取り組んでいたため、地域での見守りや支援の必要があると思われるひとり暮らし高齢者の全体像を把握するまでには至っていない。
 - ・ 夫婦または親子、兄弟等で構成される高齢者世帯では調査が手付かず状態となっていたため、支援を必要とする高齢者世帯の実態を把握できていない。
- (4) 市民生委員・児童委員協議会からの要望
 - ・ 昨年12月22日、市民生委員・児童委員協議会から見守り活動の拡充を図るため、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の情報提供の依頼を受けている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しているため、見守り・支援システムの構築を通して情報の共有化と連携を強化し、その実態把握、見守り・支援、介護・福祉サービス提供の拡充を図る。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

- (1) (仮称) 高齢者福祉システムの開発
 - 調査対象者の抽出、訪問調査による実態把握、支援を必要とする高齢者の情報、見守り・支援の状況、福祉サービスの利用状況等を適正に管理するため、新たに(仮称)高齢者福祉システムをオンライン上に構築する。
- (2) 調査対象者の拡大
 - ① 従来から民生委員のもつ情報に依存していたひとり暮らし高齢者調査の方法を改める。
 - ② 民生委員に対し住民基本台帳より抽出した情報を提供し、調査対象者の精度を高める。
 - ③ 調査対象者を高齢者世帯まで拡大する。
 - ④ 民生委員の協力を得て聞き取り調査を行い、支援を必要とする高齢者を実態把握する。
- (3) 見守り・支援活動の拡充
 - ① 聞き取り調査と実態把握に基づき、見守り・支援の必要性を判断する。
 - ② 高齢者の実態に応じて民生委員、地域包括支援センター、保健師等による見守り・支援活動を拡充する。

【協議要旨】

- ◆ **現状システムでの代替、リアルタイムの情報更新、期待される効果などについて更に検討を進める。**

地域高齢者見守り・支援システム開発事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握、見守り・支援に向けて

社会福祉部高齢者福祉課

1 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しているため、見守り・支援システムの構築を通して情報の共有化と連携を強化し、その実態把握、見守り・支援、介護・福祉サービス提供の拡充を図る。

2 事業概要

(1) (仮称) 高齢者福祉システムの開発

調査対象者の抽出、訪問調査による実態把握、支援を必要とする高齢者の情報、見守り・支援の状況、福祉サービスの利用状況等を適正に管理する上で、新たに (仮称) 高齢者福祉システムをオンライン上に構築する。

(2) 新システムの概要

①高齢者福祉サービス業務

在宅福祉サービス、地域支援事業、申請処理、実績処理、支払の管理

②介護予防健診業務

対象者、基本チェック票情報、受診票情報、医療機関情報、各種帳票の管理

③ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯調査業務

対象者、調査票情報、民生委員情報、見守り支援情報の管理

④地域包括支援センター業務

介護予防業務、介護ケアプラン業務、総合相談業務

(3) 調査対象者の拡大

①従来から民生委員のもつ情報に依存する形で取り組んでいた「ひとり暮らし高齢者調査」の方法を改める。

②民生委員に対し住民基本台帳より抽出した情報を提供することにより、調査対象者の精度を高める。

③調査対象者を高齢者世帯まで拡大する。

④民生委員の協力を得て聞き取り調査を行い、支援を必要とする高齢者の実態を把握する。

(4) 見守り・支援活動の拡充

①聞き取り調査と実態把握に基づき、見守り・支援の必要性を判断する。

②高齢者の実態に応じて民生委員、地域包括支援センター、保健師等による見守り・支援活動を拡充する。

3 事業展開

区分	H 2 2	H 2 3	H 2 4以降
(仮称)高齢者福祉システムの開発	関係機関等との調整 対象者の抽出 民生委員への情報提供	新システムの開発 新システムの運用	新システムの運用
②民生委員による高齢者調査の実施		訪問調査、調査票回収 緊急用連絡カード配布	訪問調査、調査票回収 緊急用連絡カード配布
③高齢者の実態把握に基づく見守り・支援の必要性の判断		実態とニーズの把握 見守り要否の判断	実態とニーズの把握 見守り要否の判断
④見守り活動		民生委員への情報提供 見守り活動	見守り活動
支援を必要とする高齢者へのサービス提供		包括・保健師の訪問 福祉・介護サービス提供	包括・保健師の訪問 福祉・介護サービス提供

4 現状と課題

- (1) 高齢者を取り巻く状況の変化
 - ・高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加している。
 - ・認知症高齢者や介護認定高齢者の増加等により、地域や行政が積極的に見守り・支援を行うことが必要となってきた。
- (2) 家族や地域からの孤立と生活（生命）不安
 - ・孤独死や老々介護世帯の死亡事故等、不幸な事故が起きている。
 - ・高齢者虐待が顕在化してきている。
- (3) 支援を必要とする高齢者の潜在数が不明
 - ・従来からの「ひとり暮らし高齢者調査」は、民生委員のもつ限られた情報に依存する形で取り組んでいたため、地域での見守りや支援の必要があると思われるひとり暮らし高齢者の全体像を把握するまでには至っていない。
 - ・夫婦または親子、兄弟等で構成される高齢者世帯では調査が手付かず状態となっていたため、支援を必要とする高齢者世帯の実態を把握できていない。

<平成21年4月現在住民基本台帳による高齢者数と民生委員の訪問調査によるひとり暮らし高齢者把握数の比較> ※「約」付きの数値は推定

年齢区分	民生委員の訪問調査によるひとり暮らし高齢者の把握数		住民基本台帳数値		
	人数(人)	調査把握率	ひとり暮らし高齢者	高齢者世帯	
			人数(人)	世帯数(世帯)	人数(人)
65歳以上	A 10,951	A/B 39.1%	B 28,033	26,386	53,349
70歳以上	9,023	40.6%	22,237	約19,521	39,042
75歳以上	6,213	37.4%	16,595	約11,313	22,626

- (4) 市民生委員・児童委員協議会からの要望
 - ・昨年12月22日、市民生委員・児童委員協議会からひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の情報提供の依頼を受けている。

5 所管課見積額

(単位：百万円)

区 分	H23	H24以降
システム構築	90	0
そ の 他	16	7
計	106	7

スプリングレビュー調書

社会福祉部

【協議事項】(案件名を記入してください)

③ 障がいのある子どもの療育の場の拡充について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

【知的障がいや発達障がいがある、3歳から就学前の子どもの療育について】

《療育施設》障がいのある子どもに対し、日常生活や集団生活等に関する訓練等支援を行う施設
根洗学園(知的障害児通園施設)や発達医療総合福祉センターひまわり(児童デイサービス)など

1 療育施設の不足

支援を要する児童に対し、全市的に療育施設が不足している。

- ・平成21年度以降、療育施設への申込者が、受入可能数を超過

年度	定員	空きA	申込B	超過B-A	備考
H21	78人	25人	59人	34人	根洗学園、発達医療総合福祉センターへの申込状況
H22	78人	37人	63人	26人	

※発達支援広場の拡充に伴い、H23年度以降、療育が必要な子どもの(発見の)増加傾向が想定される。

- ・年度途中からの申込みが困難で、受け入れ可能な保育園、幼稚園を探すのに保護者が苦慮

2 療育施設の偏在

受け入れ数の多い療育施設は、市の北東部に偏在しており、保護者にとって通所の負担が大きい。

- ・西区は、児童数が多いが、区域内及び近郊に療育施設がない。
- ・中区は、特に児童数が多く、療育施設が不足している。
- ・天竜区は、児童数は少ないが、区域内に療育施設がなく、通所の負担が大きい。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

療育施設の不足と偏在を解消するため、整備スケジュールを作成のうえ、施設の整備を進める。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

1 根洗学園の定員の拡張

現行定員58人を80人に拡張 … H22年度に施設整備(予算措置済)
H23年度に拡張

2 新たな療育施設の整備

障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所の整備

- ※障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、その他日常生活上の支援等を行うサービス

検討事項

- ・既存の公共施設の有効活用の可能性
- ・法人の事業への参入誘致の可能性
- ・既設民間事業所の事業拡張の可能性

【協議要旨】

- ◆ **児童デイサービスについては、市立幼稚園への併設などあらゆる可能性について検討し、整理する。**

障がいのある子どもの療育の場の拡充について

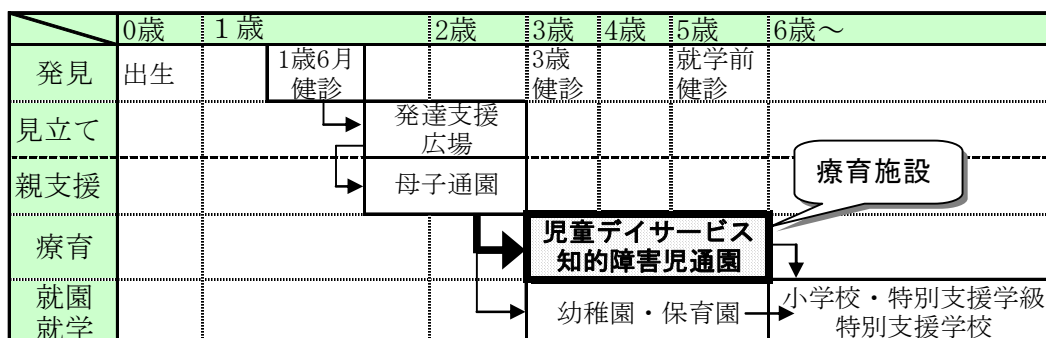
社会福祉部障害福祉課

1 目的

知的障がいや発達障がいがある、3歳から就学前の子どもについて、不足する療育施設を順次拡充することにより、療育の実施体制を拡充し、障がいのある子どもの福祉の向上を図る。

2 現状と課題

(1) 障害のある子どもの発見～療育の流れ



(2) 療育施設の不足

- ・全市的に療育施設が不足している。

根洗学園、ひまわり（発達医療総合福祉センター）における通所申込状況

年度	定員	空き A	申込 B	超過 B-A
H21	78人	25人	59人	34人
H22	78人	37人	63人	26人

発達支援広場の拡充に伴い、H23年度以降、療育が必要な子どもの（発見の）増加傾向が想定される。

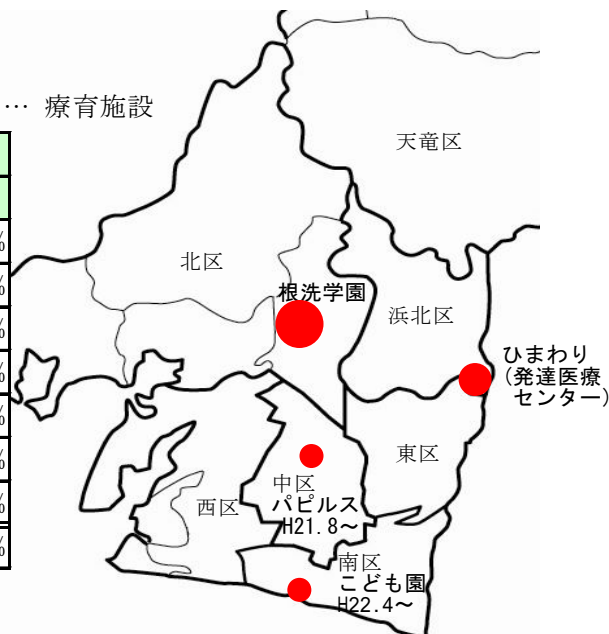
(3) 療育施設の偏在

- ・西区は、児童数が多いが、区域内及び近郊に療育施設がない。
- ・中区は、特に児童数が多く、療育施設が不足している。
- ・天竜区は、児童数は少ないが、区域内に療育施設がなく、通所の負担が大きい。

療育施設の位置と定員

区域	療育施設(箇所/人)		3～5歳児童(参考)	
	箇所数	定員	人数	割合
中区	1	10	6,149	28.1%
東区	1	20	3,837	17.5%
浜北区			2,758	12.6%
西区	なし	なし	3,473	15.9%
南区	1	10	2,766	12.6%
北区	1	58	2,380	10.9%
天竜区	なし	なし	522	2.4%
計	4	98	21,885	100.0%

● … 療育施設



3 今後の方向性

療育施設の不足と偏在を解消するため、整備スケジュールを作成のうえ、施設の整備を進める。

4 今後の主要事業

(1) 根洗学園の定員の拡張

現行定員 58 人を 80 人に拡張 … H22 年度に施設整備（予算措置済）
H23 年度に拡張

(2) 新たな療育施設の整備

障害者自立支援法に基づく 児童デイサービス 事業所の整備

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や
集団生活への適応訓練、その他日常生活上の支援等を行うサービス

検討事項

- ・ 既存の公共施設の有効活用の可能性
- ・ 法人の事業への参入誘致の可能性
- ・ 既設民間事業所の事業拡張の可能性

スプリングレビュー調書

社会福祉部

【協議事項】(案件名を記入してください)

- ④ 中山間地域における地域密着型サービス施設の誘致助成について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

介護保険の被保険者は、必要な介護サービスが利用できるように、保険給付にかかる費用を基礎に計算された保険料を負担している。

このことから、保険給付は、多種・多様な介護サービスが事業者又は施設から、総合的、かつ、効果的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

また、住み慣れた地域で介護が必要となっても生活できるよう平成 18 年度から地域密着型サービスが創設された。

しかし、現実には地理的条件や人材確保面の課題等もあり中山間地域では、地域密着型サービス提供施設等の整備が計画どおり進んでいない。

こうした事情から、市内での均衡ある介護サービスの提供を図るための対策が必要となっている。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

市内での均衡ある介護サービスの提供を図るため、特に整備が計画値に対して遅延している中山間地域における地域密着型サービス施設の整備について、国・県の施設整備補助制度に加え、市として誘致助成制度を創設することによって、整備促進を図る。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

平成 21 年度から平成 23 年度まで実施される介護基盤の緊急整備事業に対して、市が特別に助成をした場合、「地域活性化・公共投資臨時交付金」により財源措置されることになった。

中山間地域への事業参入を促すため、平成 23 年度において中山間地域における地域密着型サービスの施設整備事業に対して、市がこの制度を活用して誘致促進のための助成を実施する。

平成 23 年度において中山間地域における地域密着型サービスの施設整備計画及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した誘致助成の案については別紙のとおり。

【協議要旨】

- ◆ 本提案により事業を進める。

中山間地域における地域密着型サービス施設の誘致助成について

社会福祉部介護保険課

1 目的

地域密着型介護サービスは、住み慣れた地域（日常生活圏域）で介護が必要となっても生活できるよう平成 18 年度から創設されたもので、保険者としては、それぞれの日常生活圏域を中心に多様な介護サービスを総合的且つ効果的に提供できるよう配慮する必要がある。

こうした中、経営効率の悪さ等から、中山間地域においては介護サービス提供施設の整備が計画どおり進んでおらず、市内での均衡あるサービスを提供するためには、特別な対応が必要となっている。

2 現状(計画と公募状況)

(1) 浜松市全域

第 4 期計画終了時点（平成 23 年度末）の整備計画数に対する 22 年度末時点の整備数（内定数を含む）の割合は 81.5%となっている。

地域密着型サービス種類	第 3 期までの整備数 (A)	第 4 期 (H21～H23) の状況					第 4 期終了時の計画数 (C)
		21～22 計画数	21～22 内定数 (B)	22 末時点の整備率 $\frac{(A)+(B)}{(C)}$	23 計画数	23 公募予定数	
①夜間対応型訪問介護	1	2	0	33.3%	0	2	3
②認知症対応型通所介護	36	12	4	74.1%	6	14	54
③小規模多機能型居宅介護	14	12	9	74.2%	5	8	31
④認知症対応型共同生活介護	49	6	6	96.5%	2	2	57
⑤特定施設入居者生活介護	2	3	2	66.7%	1	2	6
⑥介護老人福祉施設入所者生活介護	5	4	4	81.8%	2	2	11
合計	107	39	25	81.5%	16	30	162

(2) うち中山間地域

第 4 期介護保険事業計画終了時点（平成 23 年度末）の整備計画数に対する 22 年度末時点の整備数（内定数を含む）の割合は市全体では 81.5%であるが、中山間地域に限定した場合、その割合は 31.3%であり、整備が計画どおり進捗していないのが現状である。

地域密着型サービス種類	第 3 期までの整備数 (A)	第 4 期 (H21～H23) の状況					第 4 期終了時の計画数 (C)
		21～22 計画数	21～22 内定数 (B)	22 末時点の整備率 $\frac{(A)+(B)}{(C)}$	23 計画数	23 公募予定数	
①夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-
②認知症対応型通所介護	2	3	0	33.3%	1	4	6
③小規模多機能型居宅介護	0	2	1	20.0%	3	4	5
④認知症対応型共同生活介護	2	1	0	66.7%	-	1	3
⑤特定施設入居者生活介護	0	-	-	0.00%	1	1	1
⑥介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	0	0.00%	-	1	1
合計	4	7	1	31.3%	5	11	16

3 改善・対応策

・「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用した誘致助成の実施

第4期介護保険事業計画の最終年にあたる平成23年度の整備に向け、今年度に施設整備の公募を実施するが、中山間地域についてはどの程度事業者から応募があるか不明だが、厳しい状況にあることは想定される。

については中山間地域への整備を促進するため、県の補助金を活用し、中山間地の地域密着型施設整備事業に限定して、市として誘致助成制度を創設する。

4 所管課見積額 187百万円 (うち県補助金 9/10 168百万円、一般財源 1/10 19百万円)

※ただし事業費は計画を完全達成するための最大値

(単位：百万円)

地域密着型のサービス種類	(参考)整備事業費(1施設あたりの平均建設費) (A)	介護基盤の緊急整備補助金 (B)	中山間地域誘致助成事業の概要			合計助成額 (D)= (B)+(C)	差引事業者負担額 (A)- (D)	公募予定数 (E)	中山間地域誘致助成事業費総額 (C)*(E)
			誘致助成費(1施設あたり) (C)= (B)*1/2	(C)のうち県補助金 9/10	(C)のうち一般財源 1/10				
①夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②認知症対応型通所介護	30	10	5	4	1	15	15	4	20
③小規模多機能型居宅介護	48	26	13	12	1	39	9	4	52
④認知症対応型共同生活介護	95	26	13	12	1	39	56	1	13
⑤特定施設入居者生活介護	300	102	51	46	5	153	147	1	51
⑥介護老人福祉施設入所者生活介護	300	102	51	46	5	153	147	1	51
合計	-	-	-	-	-	-	-	11	187